

令和5年度の空き家対策について（報告）

1.空き家の苦情数の推移

1-1. 空き家の苦情・行プラ件数の推移

(件数)

■ 苦情 ■ 行政プラットフォーム



1-2. 主な苦情内容の内訳

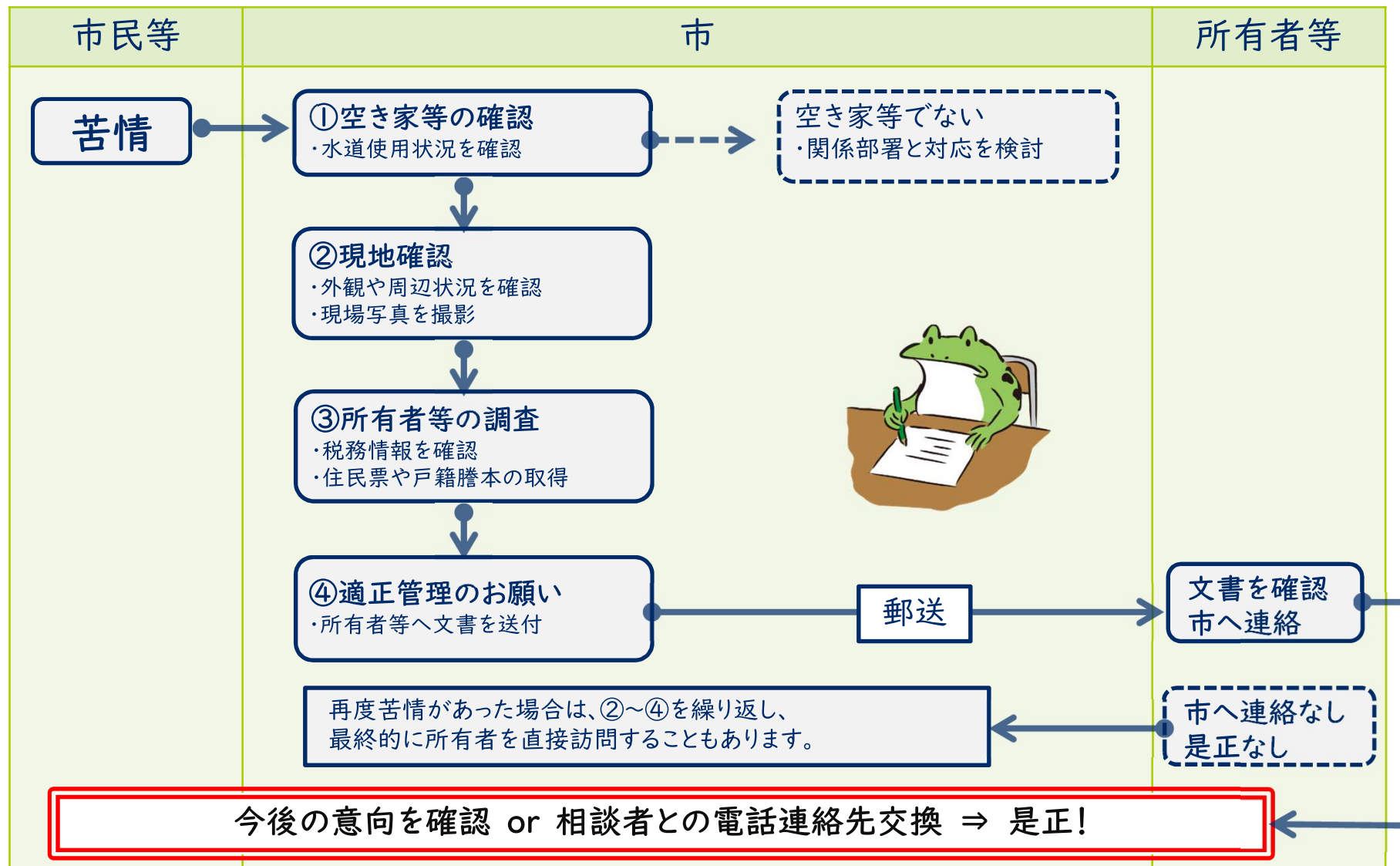
年度 相談箇所	R1	R2	R3	R4	R5
家屋の損傷	41%	35%	25%	23%	32%
草木関係	38%	50%	44%	47%	54%
防犯・防災	2%	2.5%	3%	3%	3%
害虫	3%	2.5%	11%	6%	0%
動物	3%	10%	6%	9%	8%

※R1は大阪府北部地震とその後の大雨により「家屋の損傷」が生じ、全体に対する割合が大きくなっています。

※一戸の空き家に対して、複数の相談が寄せられることがあります。

2. 苦情の是正状況

2-1. 苦情を受けたときの対応



2-2. 所有者の対応状況

是正年度 苦情年度	R1	R2	R3	R4	R5	累計
R1	83%	89%	91%	94%	96%	45/47
R2	—	84%	90%	90%	94%	29/31
R3	—	—	68%	84%	88%	22/25
R4	—	—	—	96%	96%	25/26
R5	—	—	—	—	78%	21/27

3. 行政プラットフォームの運営状況

3-1. 行政プラットフォーム利用実績

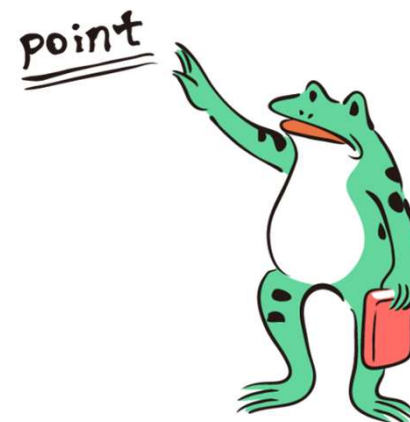
	専門家に繋いだ件数
商工会	7 件
不動産業者	4 件
司法書士	1 件
行政書士	0 件
弁護士	0 件
その他	0 件

3-2. 空き家バンク

- 登録物件（1件）

令和5年度:新規登録 なし

☞ 賃貸契約の成約あり! 現在は公表物件はなし



- 利用希望登録（35件）

内訳実績 購入希望:10件、賃貸希望:15件、どちらでも可:10件

☞ 賃貸希望者が多い傾向にあり

令和5年度:1件（購入希望:1件、賃貸希望:0件、どちらでも可:0件）

4. 空き家の発生抑制への取組み

4-1. 高齢者福祉施設等への啓発

家の終活
はじめませんか？

終活や相続を考えるときに出てくるのが、「家をどう処分するか」という問題です。対応を間違えると、大切な家が「空き家」になってしまうおそれがあります。そうなる前に、市が紹介する専門家に相談しませんか。

気軽に相談できます

 売買・賃貸	 名義変更	 相続・遺言
 家財整理	 草刈り	 修繕

ご近所が頼りになる

家を空けた後に頼りになるのは、専門家だけではありません。ご近所の方です。連絡先を互いに知っておけば、急に何かあった時に安心です。

こないだの台風で瓦が飛んだわよ！

ありがとう。市に業者を紹介してもらった。

お問い合わせ先
長岡京市役所 都市計画課 開発指導・空き家対策係
☎075-955-9715 ✉toshikeikaku@city.nagaokakyo.lg.jp



市内の介護サービス事業者
(27事業者)へ10部配架



4-2. 出前ミーティングによる啓発

令和5年7月と令和6年1月に、自治会員の方等に対し出前ミーティングを行い、空き家の管理等の終活や市の空き家政策についてお話ししました。



4-3. 2市1町での取組み

- 市内にある空き家の所有者が近隣の向日市や大山崎町に住まれているケースがあることから、2市1町合同で広報に掲載しました。
- 令和6年度も継続して実施していく予定です。
- 今後も2市1町で空き家対策に取り組めるようなものがあれば、情報共有を行い、事業の連携をしていきます。

**空き家の点検を
台風対策はお早めに**
台風シーズンに備え、屋根瓦やアンテナ、ブルーシートなど、落下しそうなもの、飛びそうなものがないかを確認しましょう。有事に備えて、近所の人と連絡先の交換をしておくのも大切です。空き家の管理にお困りの場合は、空き家のある自治体にご相談ください。

●乙訓地域の空き家担当

- ▶長岡京市＝都市計画課
☎955-9715
- ▶向日市＝公共建物整備課
☎874-2869
- ▶大山崎町＝建設課
☎956-2101(代表)
☎都市計画課開発指導・空き家対策係
☎955-9715 FAX951-5410

令和5年8月号長岡京市広報

**空き家の譲渡所得から最大
3,000万円を控除できる制度あり**
詳細は空き家所在地の自治体へ。

▶対象＝空き家となった家屋を相続後、耐震改修または除去をし、当該家屋・敷地を譲渡した人

●乙訓地域の空き家担当

- ▶長岡京市＝都市計画課☎955-9715
- ▶向日市＝公共建物整備課☎874-2869
- ▶大山崎町＝建設課☎956-2101(代表)
☎都市計画課開発指導・空き家対策係
☎955-9715 FAX951-5410

令和5年12月号長岡京市広報



5. 特定空家等への取組み

5-1. 特定空家等の除却について



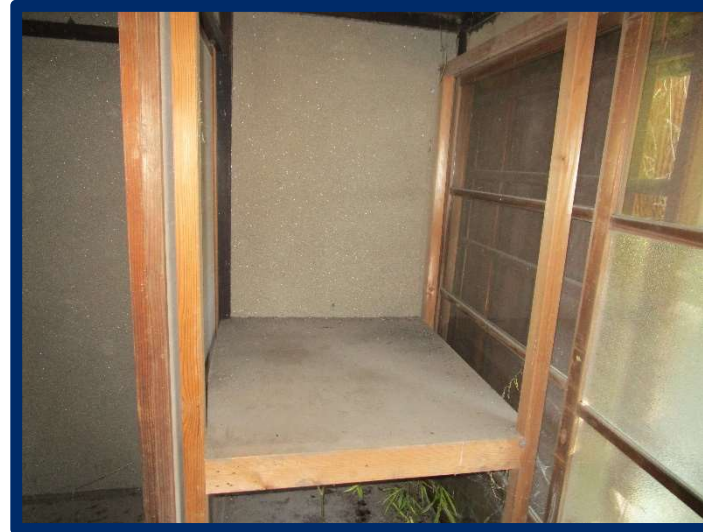
5-2. 特定空家等の除却等に係る経過

令和5年	5月31日	所有者等に対し、除却を行うよう公告を実施。
	6月20日	公告の期限内に除却が行われなかった事から、略式代執行を行うため解体工事の契約を締結。
	7月20日	代執行の開始宣言を行う。
	7月25日	工事着手前に動産調査を実施。調査の結果、動産は発見できず。
	7月31日	解体工事に着手。
	8月中旬	建物の解体完了を確認。
	9月29日	代執行の終了宣言を行う。
	12月21日	京都地方裁判所と協議の上、除却後の土地について所有者不明土地管理人制度の申し立てを行う。
令和6年	5月16日	京都地方裁判所より所有者不明土地管理人が選任された旨の通知を受ける。

5-3. 現場の写真（除却前）



現場の写真（代執行開始宣言⇒動産調査）



現場の写真（代執行着手⇒除却完了）

